

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
静岡市企業立地促進事業(工場等設置事業)補助金交付要綱	H17.4 (R6改正)	新規雇用・用地取得・設備投資助成 1 対象事業 市内に工場等を新增設し、機械設備を購入して業務を開始する事業 2 対象業種 (1)製造業の用に供する施設 (2)製造業、道路貨物運送業、倉庫業若しくは運輸に附帯するサービス業の用に供する施設又は卸売業、小売業の分野に係る施設のうち、加工・組立・こん包等の作業が行われるもの (3)情報通信業の用に供する施設 (4)研究所の用に供する施設 3 主な要件 (1)用地取得助成にあつては、1,000 m ² 以上の用地取得(研究所は床面積 200 m ² 以上) (2)建物を新增築 機械設備を購入 (設備投資額 5,000 万円以上) (3)市内への新規進出の場合、従業員 10 人(研究所5人)以上 (4)市内に事業所がある企業の増設等の場合、従業員が減少しないこと。 ※事業継続計画(BCP)等による移転の場合	補助金 1 新規雇用助成 新規雇用従業員 1人25万円(パート、市外在住者は1/2換算) 2 用地取得助成 用地取得費の15%以内 〔限度額〕1と2合わせて1.5億円 ※重点地域へ進出の場合は25%以内・限度額10億円 3 設備投資助成 設備投資額(建物建設費と機械設備購入費)の5%以内 〔限度額〕5億円

		<p>は、従業員が減少しないこと)</p> <p>(5)用地取得後3年以内(未造成地5年以内)の 操業(用地の取得がない場合は事業着手後2 年以内の操業)</p>	
<p>静岡市企業 立地促進事 業(事務所賃 借事業)補助 金交付要綱</p>	<p>H17.4 (R6改正)</p>	<p>建物賃貸料助成</p> <p>1 対象事業</p> <p>市内に事業用の建物を賃借し、業務を開始 する事業</p> <p>2 対象業種</p> <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <p>(2)情報通信業の用に供する施設</p> <p>(3)コンテンツ制作業の用に供する施設</p> <p>(4)公的創業支援施設からの事業拡大</p> <p>(5)対事業所サービス業</p> <p>(6)大規模事業所</p> <p>(7)物流業、卸売業、小売業</p> <p>(8)検査分析業</p> <p>3 主な要件</p> <p>(1)市内への新規進出従業員3人以上</p> <p>市内での移転等従業員1人以上の増加</p> <p>(2)床面積 25 m²以上(製造業は 300 m²以上、物 流業・卸売業・小売業は 600 m²以上)</p>	<p>補助金</p> <p>○補助額(率) 建物賃借料の 1/2 以内</p> <p>○補助限度額 200 万円/年</p> <p>・大規模事業所の場合は 500 万円/年</p> <p>・新規進出、大規模事業所の場合は最大2年</p>

		<p>(3)概ね1年以上の事業実績</p> <p>※大規模事業所(対象業種(6))の場合は従業員 30 人以上又は床面積 300 m²以上(製造業 1,000 m²以上)</p>	
<p>静岡市本社 機能移転等 促進事業補 助金要綱</p>	<p>H28.4.1 (R1 改正)</p>	<p>用地取得・新規雇用・本市転入者・設備投資・ 建物賃借料助成</p> <p>1 対象事業</p> <p>地域再生法第 17 条の2第1項に規定する県 の認定を受けた地方活力向上地域特定業務 施設整備計画に基づき、移転又は拡充を実 施する事業</p> <p>2 主な要件</p> <p>[移転型]</p> <p>(1)建物を新築し、増築し、購入し、若しくは賃借 し、又はその用途を変更</p> <p>(2)移転の場所が、静岡市が作成する地域再生 法第5条第1項の地域再生計画に記載された 同条第4項第5号イの地方活力向上地域内</p> <p>(3)移転後の事業所における従業員の数が3人 以上</p> <p>[拡充型]</p> <p>(1)建物を新築し、増築し、購入し、若しくは賃借 し、又はその用途を変更</p> <p>(2)拡充の場所が、静岡市が作成する地域再生 法第5条第1項の地域再生計画に記載された 同条第4項第5号イの地方活力向上地域内</p> <p>(3)拡充後の事業所における従業員の数が、事 業着手日以後に1人以上増加</p>	<p>補助金</p> <p>[移転型]</p> <p>1 用地取得助成 用地取得費の 10%</p> <p>2 新規雇用・本市転入者</p> <p>新規雇用従業員1人 25 万円</p> <p>本市転入従業員1人 50 万円</p> <p>[限度額] 1と2合わせて1億円</p> <p>3 設備投資助成</p> <p>設備投資額(建物+機械設備購入額)の 5%(限度額 5,000 万円)</p> <p>4 建物賃借料助成</p> <p>建物賃借料の1/2を3年間</p> <p>(限度額 500 万円/年)</p> <p>[拡充型]</p> <p>1 用地取得助成 用地取得費の5%</p> <p>2 新規雇用</p> <p>新規雇用従業員1人 25 万円</p> <p>[限度額] 1と2合わせて1億円</p> <p>3 設備投資助成</p> <p>設備投資額(建物+機械設備購入額)の 3%(限度額 3,000 万円)</p> <p>4 建物賃借料助成</p> <p>建物賃借料の1/2を1年間</p>

			(限度額 200 万円)
静岡市企業立地用地供給促進事業補助金要綱	H28.4.1	<p>民間団地開発事業[造成工事費助成]</p> <p>1 対象事業</p> <p>高度化事業による開発・立地一体型の団地整備を行う事業</p> <p>2 対象者</p> <p>1の事業を行う協同組合</p> <p>3 主な要件</p> <p>(1)工場等の用に供する団地</p> <p>(2)2区画以上の区画整備</p> <p>(3)事業着手日から5年以内に業務開始</p> <p>(4)他の静岡市企業立地促進助成制度による補助を受けていない</p>	<p>補助金</p> <p>○補助額(率)</p> <p>団地内の共用施設の整備に係る造成工事費の1/3</p> <p>○補助限度額 5,000 万円</p>
お試しテレワーク体験事業	(R5)	首都圏※企業の社員等が市内でテレワーク体験を行う費用の一部を助成する制度	シェアオフィス等の利用料、交通費、宿泊費
静岡市デジタル関連企業立地事業補助金	(R7)	<p>情報通信業等の企業が事務所等を賃借する場合、賃借料の一部及び雇用にかかる費用を助成する制度</p> <p>○主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員:5人以上(デジタルエンタテインメント企業は3人以上) ・2年以上の賃貸借契約を締結 ・概ね1年以上の事業実績 ・本市が取り組むデジタル人材育成事業への積極的な協力 ・5年以上の事業計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物賃借料の1/2×3年間、限度額なし ・新規雇用(市内在住者) 39歳以下:100万円/人 上記以外:50万円/人 ・本市転入:50万円/人

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
浜松市企業立地支援事業費補助金【用地取得・新規雇用】	H15.4 (R4改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、データセンター(自家用倉庫、リサイクル業等除く)、高度な物流施設及び植物工場、研究所等(研究所、ソフトウェア業、工業デザイン業)</p> <p>2 主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得等契約前に着手届出書の提出及び受理 ・R2.4.1以降の用地取得等契約 ・用地取得等契約日から3年以内に操業(未造成用地・大型特例(※1)は5年以内) ・市税に滞納がないこと ・住民税納税につき特別徴収義務者であること ・事業計画の認定を受けていること ・製造業、データセンター、高度な物流施設及び植物工場の場合、用地取得面積 1,000 m²以上(借地を除く) ・研究所等の場合、研究等の用に供する延べ床面積 200 m²以上 ・市内雇用増1人以上、もしくは市内雇用維持かつ生産性向上 <p>※県の用地取得費・新規雇用補助金との併用可。ただし要件は異なるため、県への確認が必要</p>	<p>補助金</p> <p>○用地取得費の15%以内</p> <p>ただし、以下の条件に合えば割り増しの特例あり</p> <p>a 浜松市に工場等を有しない企業が10,000 m²以上の用地取得をする場合 用地取得費の20%</p> <p>b 特定地域内(※2)及び第三都田地区に立地し、かつ県成長分者に該当する場合 用地取得費の20%</p> <p>○新規雇用従業員1人 50万円</p> <p>(特定地域(※2)及び第三都田地区で用地取得費に係る補助金額が4億円超の場合は対象外)</p> <p>○限度額 4億円(特定地域(※2)及び第三都田地区は8億円)</p> <p>○補助金の交付は1企業につき操業時に1回限り(大型特例(※1)及び市有地取得又は、設備投資費5億円以上の場合は複数回適用可)</p> <p>(※1)大型特例とは、設備投資費(消費税除く)が製造業、データセンター、高度な物流施設及び植物工場は50億円以上、研究所等は25億円以上の場合をいう</p>

		<p>※研究所は研究員が5人以上、高度な物流施設及び植物工場は従業員が10人以上</p>	<p>(※2)特定地域とは、地区計画により工業系以外の立地に制限が加えられていない工業地域及び準工業地域をいう</p>
<p>浜松市企業立地支援事業費補助金【設備投資】</p>	<p>H15.4 (R4改正)</p>	<p>1 対象業種 製造業、データセンター(自家用倉庫、リサイクル業等除く)、高度な物流施設及び植物工場、研究所等(研究所、ソフトウェア業、工業デザイン業)</p> <p>2 主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得等契約前に着手届出書の提出及び受理 ・R2.4.1以降の用地取得等契約 ・用地取得等契約日から3年以内に操業(未造成用地・大型特例(※1)は5年以内) ・市税に滞納がないこと ・住民税納税につき特別徴収義務者であること ・事業計画の認定を受けていること ・製造業、データセンター、高度な物流施設及び植物工場の場合、用地取得(借地を含む)面積1,000㎡以上(大型特例(※1)を除く)、建物・設備投資額5,000万円以上(植物工場の場合は建物・設備投資額5億円以上) ・研究所等の場合、研究等の用に供する延べ床面積200㎡以上、建物・設備投資額2,500万円以上 ・市内雇用増1人以上、もしくは市内雇用維持かつ生産性向上 <p>※投資額5億円以上、新規雇用増1人以上の場合については県の設備投資費補助金との協調補助の場合あり</p> <p>※研究所は研究員が5人以上、高度な物流施設又は</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場等の建設費のうち、生産、研究等の部分に係る経費及び生産、研究等の用に供する機械設備に対する取得経費の合計額の10%以内(市単独或いは県制度との併用による) ○限度額 1億円 (大型特例(※1)の場合 20億円) <p>(※1)大型特例とは、設備投資費(消費税除く)が製造業、データセンター、高度な物流施設及び植物工場は50億円以上、研究所等は25億円以上の場合をいう</p>

		植物工場は従業員が 10 人以上	
浜松市企業立地奨励費補助金	H17.7 (R4改正)	<p>1 対象企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進事業費の補助金を交付された企業 <p>2 主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税に滞納がないこと ・住民税納税につき特別徴収義務者であること 	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業立地促進事業費の対象になった土地及び対象となった土地にある家屋に係る固定資産税(県税を除く)、都市計画税及び事業所税(資産割)の合計額に相当する額 ○限度額 6億円(大型特例は 10 億円)(単年度2億円×3年間) ※交付は操業開始の翌年度から3年間(大型特例は5年間)
浜松市都心オフィス進出支援事業費補助金交付要綱	H21.7 (R3改正)	<p>1 対象業種</p> <p>一般オフィス:浜松市中心市街地で新たにオフィスを設置する市外の事業者で3年以上の事業実績があり、当該オフィスで常時雇用者を1人以上(うち市内在住の正社員1人以上)雇用している事業者</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オフィス賃借料(敷金、権利金、共益費、消費税を除く)×1/2(上限月額 10 万円)×36 ヶ月
		<p>大型オフィス:浜松市中心市街地で新たにオフィスを設置する事業者で5年以上の事業実績があり、下記のいずれかの条件を満たしている事業者</p> <p>①常時雇用者 50 人以上(うち浜松市に住民票のある者が 25 人以上)を雇用するもの</p> <p>②オフィスの床面積(共用部分を除く)が 400 平方メートル以上であること</p>	<p>補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 オフィス賃借料(敷金、権利金、共益費、消費税を除く)×1/2(上限月額 100 万円)×36 ヶ月 2 通信回線料(消費税、地方消費税を除く)×1/2(上限月額 50 万円)×36 ヶ月 3 新規雇用(※)1人あたり50万円(本市での事業開始後3年以内に常時雇用者が 50 人以上となった場合) <p>(※)事業開始を含む1年以内に新たに雇用され、1年以上経過した市内在住の正社員が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1、2、3の合計限度額1億円

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
沼津市企業立地 促進事業費補助 金交付要綱	H18.3 (R2 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート 1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100 万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
沼津市医療関連 産業集積促進事 業費補助金交付 要綱	H23.4 (R2 改正)	<p>1 対象地域 市内全域</p> <p>2 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 	<p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の設置(新築・増築・既存物件購入・改修)に要する経費

		<p>確保等に関する法律に基づく医薬品・医療機器の製造販売・製造業の許可又は登録を得ている企業で、市内で専ら医療関連製品の製造を行う施設を設置する事業者</p> <p>・医学・薬学研究の用に供する施設、医薬品・医療機器等製造の分野に係る開発・研究を行う施設を設置する事業者</p> <p>3 主な要件</p> <p>・工場等の取得後3年以内に業務開始</p> <p>・従業員の増加</p>	<p>・機械設備の取得に要する経費</p> <p>○補助率 10/100</p> <p>○補助限度額 1億円</p> <p>○その他</p> <p>・1企業等について1回限り。ただし、設備投資額30億円以上かつ補助対象事業所及び当該企業の県内全事業所の雇用増50人以上の場合には複数回の適用あり。</p>
沼津市中小企業設備投資促進事業費補助金交付要綱	H28.3 (R2 改正)	<p>1 対象地域 市内全域</p> <p>2 対象者</p> <p>・製造業の用に供する施設</p> <p>・自然科学研究所、ソフトウェア業又は製造業の分野に係る開発又は研究を行う施設</p> <p>・流通加工等の用に供する施設</p> <p>3 主な要件</p> <p>・事業着手後2年以内の業務開始</p> <p>・中小企業基本法に規定する中小企業者であること</p> <p>・設備投資額1億円以上</p> <p>・従業員の増加</p>	<p>○補助金</p> <p>①建物の設置(新築・増築)、機械設備の取得(新規購入)に要する経費に 3.5/100(成長分野に該当する場合は 5/100)を乗じて得た額</p> <p>②限度額は 1,750 万円(成長分野に該当する場合は 2,500 万円)</p> <p>③10 年間の財産処分等の制限や5年間の書類保管等の交付条件あり</p>
沼津市本社機能移転拡充促進事業補助金交付要綱	H29 (R2 改正)	<p>1 対象地域 市内一部地域</p> <p>2 対象者</p> <p>・地方再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、本社機能の移転又は拡充を実施する者</p> <p>3 主な要件</p> <p>・整備計画が、静岡県知事に認定されていること</p>	<p>○補助金</p> <p>限度額は、整備計画に基づき取得する本社建物等の固定資産税及び都市計画税に、下記に定める割合を乗じて得た金額</p> <p>【移転型】</p> <p>・初年度=4分の4</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の認定から2年以内に特別償却設備を新設又は増設すること ・特別償却設備の取得価格の合計が 3,800 万円(中小企業者は 1,900 万円)以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2年度=4分の3 ・第3年度=4分の2 <p>【拡充型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度=3分の3 ・第2年度=3分の2 ・第3年度=3分の1 <p>整備計画完了後、新たに課されることとなった年度から3年度分</p>
沼津市 IT オフィス等進出促進事業費補助金	(R5)	市外から市内に新たにオフィスを賃借し進出する IT 企業等に対し、建物賃借料、通信回線使用料、オフィス改修費を補助	<ul style="list-style-type: none"> ○建物賃借料 ○通信回線使用料 ○オフィスの改修費、通信回線整備費 <p>など</p>
沼津市短期経営改善資金融資制度	(R5)	中小企業者の経営の安定及び合理化を促進し、中小企業者の健全な発展に資するため、その事業活動に必要な短期資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付	<p>貸付限度額 7,000 千円</p> <p>など</p>

22206

静岡県

三島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三島市企業 立地事業費 補助金交付 要綱	H19.4 (R2 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 ㎡以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 ㎡以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート 1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100 万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
ファルマバレ ー関連事業 所家賃等助 成事業費補 助金交付要	H24.4 (R3 改正)	<p>1 賃借料補助</p> <p>三島市内に新たに延べ面積 25 ㎡以上、賃貸借契約期間 2 年以上の事業所等を賃貸借する者のうち、次のいずれかに該当する者について助成</p> <p>(1)医薬品医療機器等法に規定する許可を受けた者、又</p>	<p>○賃借料補助</p> <p>①賃借料(敷金、権利金、共益費その他これに類する経費並びに消費税額及び地方消費税額を除く)の 2/3 を、事業開始日の属す</p>

<p>綱</p>		<p>は登録をした者、届出を行った者</p> <p>(2)静岡県創業者育成施設の使用の承認を受けた者で、当該施設の使用を終了し、かつ、ファルマバレープロジェクトに基づき実施される事業に参画する者</p> <p>(3) ファルマバレーセンター長の推薦を受けた者</p> <p>2 開発生産事業費補助</p> <p>三島市内の企業で、ファルマバレーセンターと共同で医療健康分野の製品の開発又は生産を行う者</p> <p>3 条件(1・2 共通)</p> <p>(1)三島市での事業所等開設前に、原則1年以上の事業実績を有すること。</p> <p>(2)補助対象経費が他の制度に基づく補助金の対象となっていないこと。</p>	<p>る月から起算して36 月間補助。</p> <p>※上限は月額 10 万円</p> <p>②改修費及び通信環境整備費の 2/3。</p> <p>③賃貸借契約日から事業開始日までの間に雇用した三島市在住の正社員数×25 万円。</p> <p>※②③は合わせて上限 100 万円。(1回に限る)</p> <p>○開発生産事業費補助</p> <p>開発生産事業に要する原材料費、機械装置費等の補助対象経費の3分の2以内。限度額 100 万円。(1回に限る)</p>
<p>三島市サテライトオフィス等進出事業費補助金交付要綱</p>	<p>H29.4 (R3 改正)</p>	<p>三島市内に新たに賃借により企業が自らの事業に係る事務処理を含めた業務を行うための施設を開設する場合には、当該経費の一部を助成</p> <p>1 対象業種</p> <p>情報通信産業、産業支援サービス産業、製造業</p> <p>2 補助要件</p> <p>(1)三島市でのオフィス・工場等開設前に、原則1年以上の事業実績を有すること。</p> <p>(2)床面積が 25 平方メートル以上であること。</p> <p>(3)移転の場合は市外からの移転であること。</p> <p>(4)事業開始日から引き続き3年以上事業を行うこと。</p> <p>(5)当該オフィス・工場等において常時雇用者を3人以上雇用し、うち正社員を1人以上有していること。</p> <p>(6)市税を滞納していないこと。</p> <p>(7)従業員の個人住民税の納付について、特別徴収義務</p>	<p>○補助金</p> <p>①当該オフィス・工場等の賃借料(敷金、権利金、共益費その他これに類する経費並びに消費税額及び地方消費税額を除く)の 1/2 を、事業開始日の属する月から起算して 36 月間補助。</p> <p>※上限は月額 10 万円</p> <p>②当該オフィス・工場等の改修費及び通信環境整備費の 1/2。</p> <p>③賃貸借契約日から事業開始日までの間に雇用した三島市在住の正社員数×25 万円。</p> <p>※②③は合わせて上限 100 万円。(1回に限る)</p>

		者の指定を受けること。 (8)その他法令規則違反のないこと。	
三島市物流業立地事業費補助金交付要綱	H26.11 (R3 改正)	<p>1.対象業種</p> <p>建物を賃貸借により賃貸し、物流業を営む物流業者と、その用地取得者。</p> <p>2.対象事業</p> <p>用地取得者と施設設置者と物流業者が共同して物流施設を設置する事業。</p> <p>3.主な要件</p> <p>(1)用地取得面積 1,000 m²以上(借地を含む)</p> <p>(2)業務開始時に物流業者の従業員数 10 人以上</p> <p>(3)県内における物流業者の全従業員数が業務開始時1人以上増加</p> <p>(4)物流効率化法に定める設備の設置</p> <p>(5)施設設置者と物流業者との間に 10 年以上の建物賃貸借契約</p> <p>(6)設備投資費用が 10 億円以上(物流業者の雇用 10 人以上増なら5億円以上)</p>	<p>補助金</p> <p>①施設設置者に対し、用地取得費の 20%(市 10%、県 10%)(ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域内への進出の場合は 30%(市 15%、県 15%))</p> <p>②物流業者に対し、三島市内に住所を有する新規雇用従業員数に 50 万円(市 25 万円、県 25 万円)を乗じて得た額以内の額</p> <p>③限度額は①+②で2億円(ふじのくにフロンティア推進区域、新拠点区域内に立地の場合3億円)</p> <p>④1企業について1回限り</p>
三島市立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱	H26.11 (R3 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <p>(2)自然科学研究所、ソフトウェア業又は製造業の分野に関わる開発若しくは研究を行う施設</p> <p>(3)流通加工等の用に供する施設</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1)平成 23 年 3 月 11 日以前より静岡県地震被害想定区域内で操業していた工場等を、区域外または被害の程度の低い土地へ移転または分散させる事業</p> <p>(2)用地取得後2年以内に業務を開始</p>	<p>○補助金</p> <p>①用地取得費の 1/5 以内の額</p> <p>②市内に住所を有する新規雇用従業員1人について 50 万円以内</p> <p>③限度額は①+②で2億円</p> <p>④事業継続計画がある企業等の移転の場合、複数回申請可</p>

		<p>3 主な要件</p> <p>(1)工場の場合</p> <p>①用地取得面積 1,000 m²以上</p> <p>②業務開始時従業員数1人以上</p> <p>③業務開始時に従業員数が減少しないこと</p> <p>(2)研究所、ソフトウェア業の場合</p> <p>①開発又は研究業務用の床面積 200 m²以上</p> <p>②業務開始時研究員数1人以上</p> <p>(3)物流施設の場合</p> <p>①用地取得面積 1,000 m²以上</p> <p>②業務開始時従業員数1人以上</p> <p>③業務開始時に従業員数が減少しないこと</p> <p>④物流総合効率化法に定める設備の設置</p>	
三島市データセンター立地事業費補助金交付要綱	H31.1 (R3 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>データセンター</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1)データセンターの新增設</p> <p>(2)用地取得後3年(未造成の用地は5年)以内又は当該事業の着手の日から2年以内に業務を開始</p> <p>3 主な要件</p> <p>(1)用地取得面積 1,000 m²以上(借地を含む)</p> <p>(2)設備投資に要する経費が 5,000 万円以上あること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額又は2億円のいずれか少ない額</p> <p>(1)用地の取得に要する経費の額に10分の2を乗じて得た額以内の額</p> <p>(2)設備投資に要する経費の額に10分の1を乗じて得た額以内の額</p>

22207

静岡県

富士宮市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富士宮市企業立地 促進事業費補助金 交付要綱	H9.10 (R2 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート 1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～30%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～3億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>50 万円/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
富士宮市産業振興 事業費補助金交付	H19.4 (R2 改正)	<p>1 対象者</p> <p>市内に事業所を新設、増設又は事業規模</p>	<p>補助金</p> <p>1.新規取得又は賃借した土地、建物及</p>

要綱		<p>の拡大を目的とした移設を行う者(富士宮市企業立地促進事業費補助金を3年以内に受けた者を除く)</p> <p>2 対象業種</p> <p>製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業の分野若しくは製造業の分野に係る開発又は研究施設、運輸業(配送センター)、植物工場、バイオマス発電施設</p> <p>3 主な要件</p> <p>(1)製造業・運輸業・植物工場・バイオマス発電施設</p> <p>①設備投資額</p> <p>[中小企業]1億円以上</p> <p>[その他の企業]3億円以上</p> <p>②市内従業員数 1人以上増加又は市内従業員数維持+生産性向上 10%以上</p> <p>③操業開始前と比べ操業開始時の市内従業員数 1人以上増加</p> <p>(2)研究所</p> <p>①設備投資額</p> <p>[中小企業]3,000万円以上</p> <p>[その他の企業]1億円以上</p> <p>②市内従業員数 1人以上増加</p>	<p>び償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額及び市民新規雇用に要する経費の一部</p> <p>2.土地、建物は2年間、償却資産は1年間</p> <p>3.市民新規雇用者 1人当たり 50万円(1回限り)</p> <p>4.限度額は各年2億円(うち新規雇用は2,000万円)</p>
富士宮市企業立地支援事業費補助金交付要綱	H23.4 (R2 改正)	<p>1 対象者</p> <p>市内に 1,000 m²以上の土地を取得して工場等を新設、増設又は事業規模の拡大を目的とした移設を行う者</p> <p>2 対象業種</p> <p>製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業</p>	<p>補助金</p> <p>1.新規取得した建物、償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額</p> <p>2.交付期間は3年間</p> <p>3.限度額は各年2億円</p>

		<p>の分野若しくは製造業の分野に係る開発又は研究施設、物流施設、植物工場</p> <p>3 主な要件</p> <p>(1)製造業・物流施設・植物工場</p> <p>①設備投資額</p> <p>[中小企業]1 億円以上</p> <p>[その他の企業]3億円以上</p> <p>②市内新規雇用1人以上又は市内従業員数維持+生産性向上 10%以上</p> <p>(2)研究所</p> <p>①設備投資額</p> <p>[中小企業]3,000 万円以上</p> <p>[その他の企業]1 億円以上</p> <p>②市内従業員数 1 人以上増加</p> <p>4 その他</p> <p>(1)富士宮市企業立地促進事業費補助金の交付を受けていること</p> <p>(2)令和 9 年 3 月 31 日までに取得した建物・償却資産に限る</p>	
--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊東市サテライトオフィス等支援事業補助金	H29.4	<p>【サテライトオフィス等設置事業】</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請時において3年以上継続して事業を行っている事業者で、サテライトオフィス等を設置した後3年以上計画的に事業を実施することが認められる者 ・新たに設置するサテライトオフィス等に役員又は従業員を2人以上置く事業者 ・風営法第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業でないこと ・暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。 ・市税等を滞納していないこと。 <p>【サテライトオフィス等視察事業】</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請時において1年以上継続して事業を行っている事業者 ・風営法第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業でないこと ・暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。 ・市税等を滞納していないこと。 	<p>【サテライトオフィス等設置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物、施設の整備、取得又は改修並びに什器購入費×1/2(上限 50 万円) ・土地及び家屋の賃借料(敷金及び権利金を除く。)×1/2(上限年額 36 万円) ・通信回線・通信機器の使用に要する経費×1/2(上限年額 24 万円) ・人件費(市内に住所を有する者を従業員として新たに雇用し、当該雇用が補助期間のうちに引き続き6か月以上継続されたときに限る。)…1人につき年額 10 万円(最大4人分) ・上記②から④に係る補助金の支給期間は、当該サテライトオフィス等の事業開始後3年までとする。 <p>【サテライトオフィス等視察事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が認めるワーキングスペース及び会議室利用料(上限を7日とし、日額 9,000 円以内) ・従業員及び役員の出発地から本市までの交通費のうち、公共交通機関(タクシーを除く。)を利用した経費(実

			費とする。ただし、1回の視察に係る補助金の算定となる従業員等の人数は8人まで)
伊東市コワーキングスペース等整備事業補助金	(R5)	本市に新たにコワーキングスペース等を整備する事業者に対し、補助金を交付する。	建物及び設備の整備又は改修に要する経費、必要な物品の購入に要する経費の1/2

22209

静岡県

島田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
対象地域(投下固定資本額)	対象事業			
旧川根町地域 (2,700万円を超えるもの)	○製造の事業 ○農林水産物等販売業 ○旅館業	課税免除 (0/100)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
島田市企業立地促進事業費補助金	H20.8 (R3 改正)	1 対象業種 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設 2 用地取得要件 ・製造業、物流施設:1,000 m ² 以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m ² 以上 3 操業要件 用地取得後3年以内(未造成地5年以内) 4 雇用要件 ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員	○補助率 用地取得費の20~40% ※業種、立地場所により変動 ○補助限度額 2~4億円(県と協調補助) ※業種、立地場所により変動 ○新規雇用 50万円以内/人 (居住要件あり)

		<p>数 10 人以上(パート 1/2 人換算)</p> <p>・ソフトウェア業、研究所: 研究員5人以上</p> <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	
島田市地域産業振興事業費補助金	(R5)	製造業、建設業、運輸業、郵便業、市長特任施設	<p>①機械設備整備事業: 10%以内(最大 100 万円)</p> <p>②研究開発事業: 50%以内(最大 50 万円)</p> <p>③労働環境改善施設整備事業: 10%以内(最大 50 万円)</p>
島田市サテライトオフィス等進出事業費補助金	(R5)	補助の対象となる事業は、市内の建物(外構を含む。)を整備し、サテライトオフィス(被用者が1人以上のものに限る。)、シェアオフィス等又は本社等(被用者が1人以上のものに限る。)として運用する事業とする。	<p>○補助率 3分の2</p> <p>○上限 100 万円</p> <p style="text-align: right;">など</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富士市企業立地促進条例	H30.3	<p>1 対象区域 市内全域</p> <p>2 対象業種 製造業に係る工場(CNF工場・植物工場を含む)・高度な物流施設・研究所(製造業・ソフトウェア・自然科学)</p> <p>3 主な要件</p> <p>a 工事の着手までに指定申請書の提出及び受理</p> <p>b [中小企業] 投資額 3,000 万円以上 [大企業] 投資額3億円以上 [大企業の研究所] 投資額 1 億円以上</p> <p>※投資額は、家屋の新築・増築・改修、機械設備の取得価額の合計額</p> <p>c 新規雇用1名以上</p> <p>d [工場・物流施設] 新事業所に 10 名以上勤務 (小企業者は除く。) [研究所] 新研究所に研究員5名以上勤務</p> <p>e [工場・物流施設] 土地取得(賃借)面積 1,000 m²以上 [研究所] 新設する研究所の床面積 200 m²以上</p> <p>※「ものづくり力向上事業補助金(富士市)」「新規(地域)産業立地事業費補助金(静岡県)」との併用可</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、補助事業に遅延が生じた事業者については、通常3年間である事業開</p>	<p>用地取得奨励金</p> <p>○用地取得費の 20%(成長分野の工場・研究所の場合 30%)</p> <p>※小企業者で d の要件を満たさずに指定を受けた場合、上記補助率の 1/2 を乗じて得た額</p> <p>※成長分野の工場…食品製造・医薬品、医療機器製造・新エネルギー・電気自動車・光、電子・ロボット・航空宇宙・セルロースナノファイバー関連・植物工場</p> <p>○限度額 3億円</p>
		<p>雇用奨励金</p> <p>○市内に住所を有する新規雇用者1人(障害者 2人・パートタイマー0.5人換算)につき 50 万円</p> <p>※小企業者でdの要件を満たさずに指定を受けた場合、上記補助額の 1/2 を乗じて得た額</p> <p>※土地の契約日～事業開始日の間に雇用した者が対象</p> <p>○限度額 5,000 万円</p>	

		始までの期限を5年に延長することができる規定を期間限定で追加。	
ものづくり力向上事業補助金	H30.3	<p>1 対象区域 市内全域</p> <p>2 対象業種 製造業に係る工場(CNF工場・植物工場を含む)・高度な物流施設・研究所(製造業・ソフトウェア・自然科学)</p> <p>3 主な要件</p> <p>a 工事の着手までに承認申請書の提出及び受理</p> <p>b [中小企業] 投資額 3,000 万円以上 [大企業] 投資額3億円以上 [大企業の研究所] 投資額 1 億円以上</p> <p>※投資額は、家屋の新築・増築・改修、機械設備の取得価額の合計額</p> <p>※「企業立地促進奨励金(富士市)」「新規(地域)産業立地事業費補助金(静岡県)」との併用が可能</p> <p>※先端設備等導入計画で認定され、固定資産税の特例を受けた(受ける予定の)設備は、本補助金の対象外</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、補助事業に遅延が生じた事業者については、通常2年間(企業立地促進奨励金と併用の場合は3年間)である事業開始までの期限を5年に延長することができる規定を期間限定で追加。</p>	<p>○補助額 新築・増築した家屋の固定資産税課税標準額と、機械設備の取得価額の合計の3%(成長分野の工場・研究所の場合5%)</p> <p>※成長分野の工場…食品製造・医薬品、医療機器製造・新エネルギー・電気自動車・光、電子・ロボット・航空宇宙・セルロースナノファイバー関連・植物工場</p> <p>○限度額 3,000 万円(成長分野の工場・研究所の場合 5,000 万円)</p>
富士市オフィス立地促進事業費補助金	R7	<p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の取得及び改装に関する費用 ・内装工事費用 ・建物付属設備の設置費用 <p>○対象要件</p> <p>①次のいずれかの事業所であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能等の業務を行う事業所 	<p>(建物を新築又は購入する場合)補助対象経費 1/2(上限額 500 万円)</p> <p>(建物を賃貸借する場合)補助対象経費 1/2(上限額 250 万円)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信業に掲げる事業を行う事業所 ・学術研究、専門・技術サービス業に掲げる事業を行う事業所 ・職業紹介・労働者派遣業に掲げる事業を行う事業所 ・その他市長が別に認めるもの <p>②新たに設置するオフィス等がまちなか内での移転又は増築ではないこと。</p> <p>③オフィス等の新設等の契約日から起算して2年以内に事業を開始すること。</p> <p>④市内の事業所に勤務する従業員の総計が、1人以上増えていること。</p> <p>⑤事業開始日以降において、設置したオフィス等に従業員を1名以上配置していること。</p> <p>⑥補助対象経費が100万円以上であること</p>	
富士市立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱	(R7)	<p>1 対象業種</p> <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <p>(2)自然科学研究所、ソフトウェア業又は製造業の分野に関わる開発若しくは研究を行う施設</p> <p>(3)流通加工等の用に供する施設</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1)平成23年3月11日以前より静岡県の地震被害想定区域内で操業していた工場等を、区域外または被害の程度の低い土地へ移転または分散させる事業</p> <p>(2)用地取得後2年以内に業務を開始</p>	<p>○補助金</p> <p>①用地取得費の1/5以内の額</p> <p>②県内及び市内に住所を有する新規雇用従業員1人について50万円以内</p> <p>③限度額は①+②で2億円</p> <p>④事業継続計画がある企業等の移転の場合、複数回申請可</p>

		<p>3 主な要件</p> <p>(1)工場の場合</p> <p>①用地取得面積 1,000 m²以上</p> <p>②業務開始時従業員数1人以上</p> <p>③業務開始時に従業員数が減少しないこと</p> <p>(2)研究所、ソフトウェア業の場合</p> <p>①開発又は研究業務用の床面積 200 m²以上</p> <p>②業務開始時研究員数1人以上</p> <p>(3)物流施設の場合</p> <p>①用地取得面積 1,000 m²以上</p> <p>②業務開始時従業員数1人以上</p> <p>③業務開始時に従業員数が減少しないこと</p> <p>④物流総合効率化法に定める設備の設置</p>	
--	--	--	--

詳しくはこちら([企業立地促進奨励金制度](#))

詳しくはこちら([ものづくり力向上事業補助金制度](#))

詳しくはこちら([富士市オフィス立地促進事業費補助金制度](#))

詳しくはこちら([立地工場等事業継続強化事業費補助金制度](#))

22211

静岡県

磐田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
磐田市産業立地 促進事業費補助 金交付要綱	H17.7 (R3 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20~40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2~4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>50万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
磐田市産業立地 奨励補助金交付 要綱	H17.7 (R2 改正)	<p>1 対象者</p> <p>市内に土地を取得して工場等の新築若しくは増築、又は機械設備を購入する者</p> <p>2 対象業種</p>	<p>補助金</p> <p>(1)新築・増築した工場等に必要固定資産に対して課税される固定資産税・都市計画税の課税相当額</p>

		<p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、物流施設(流通加工設備を2種類以上設置)、植物工場(閉鎖型工場に限る)、その他市長が認めるもの</p> <p>3 対象地域 市内全域</p> <p>4 主な要件</p> <p>(1)雇用 10 人以上(研究所の場合は研究員5人以上)</p> <p>(2)市内既存企業の場合は市内全事業所で新規雇用1人以上の増加又は雇用維持+生産性 10%以上向上(研究所除く)</p> <p>(3)H17.4.1 以降の用地取得</p> <p>(4)用地取得後3年以内(未造成地5年以内)に業務を開始(特に必要を認める場合は延長可)</p> <p>(5)1,000 m²以上の用地取得、研究所の場合は床面積 200 m²以上</p> <p>5 個別要件</p> <p>(1)設備投資額大企業3億円以上、中小企業1億円以上の場合は1年間交付</p> <p>(2)設備投資額(用地取得費を除く)5億円以上の場合は3年間交付</p>	<p>(2)操業開始後最初の課税年度から1年間交付、さらに用地取得費を除き設備投資額5億円以上の企業には3年間交付</p> <p>(3)増設については1事業所1回限り適用</p>
<p>磐田市立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱</p>	<p>H26.4 (R3 改正)</p>	<p>1 対象者</p> <p>静岡県第4次地震被害想定区域内に工場等を有し、事業継続計画等に基づき、市内に土地を取得し区域外等へ工場等の移転・分散をする者(平成 23 年 3 月 11 日前から県内操業に限る)</p> <p>2 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、物流施設(流通加工設備を2種類以上設置)、その他市長が認めるもの</p> <p>3 対象地域 市内全域</p>	<p>補助金</p> <p>(1)用地取得費の 1/5 以内</p> <p>(2)新規雇用従業員1人当たり 50 万円</p> <p>(3)限度額は(1)+(2)で 2億円以内</p> <p>(4)事業継続計画</p> <p>①事業継続計画に基づく移転・分散:1企業複数回適用可能</p>

		<p>4 主な要件</p> <p>(1)従業員・研究員1人以上</p> <p>(2)県内雇用現状維持以上</p> <p>(3)H25.4.1以降の用地取得</p> <p>(4)用地取得後2年以内に業務を開始</p> <p>(5)1,000 m²以上の用地取得研究所の場合は床面積 200 m²以上</p> <p>5 個別要件</p> <p>(1)製造業、物流施設:設備投資額(土地取得費・造成費・建物及び償却資産取得費)大企業 3億円以上、中小企業1億円以上</p> <p>(2)研究所・ソフトウェア業:設備投資額(土地取得費・造成費・建物及び償却資産取得費)大企業1億円以上、中小企業 3,000 万円以上</p>	<p>②事業継続計画がない場合:全面的な移転のみ対象とし、1企業1回限り</p>
磐田市次世代農水産業立地促進事業費補助金	H28.4 H30.5 最終改正	<p>1 対象事業</p> <p>農業又は水産業に関連する施設を設置し、農水産物の生産を行うもの</p> <p>2 対象地域</p> <p>磐田市内の「ふじのくにフロンティア推進区域」又は「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」に指定された地域</p> <p>3 用地面積</p> <p>事業を行う用地が 1,000 m²以上(借地可)</p> <p>4 設備投資額</p> <p>用地の取得・造成費、施設・設備の取得費:1億円以上</p> <p>5 雇用増</p> <p>磐田市民の新規雇用:1人以上</p> <p>※令和3年3月31日までに事業着手</p>	<p>補助金</p> <p>(1)施設を設置するために要する経費の2分の1以内、ただし、他の法令等により既に国、県、市等の補助の対象となった経費を除く</p> <p>(2)限度額3億円</p>

22212

静岡県

焼津市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
焼津市産業立地促進事業費補助金交付要綱	H16.6 (H31 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>50万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
焼津市産業立地奨励事業費補助金交付要綱	H27.4 (H31 改正)	<p>1 対象事業</p> <p>平成24年4月1日以後に、市内に土地・家屋・償却資産を取得し、次のいずれかの交付を受け、市内において新たに工場等を設置する事</p>	<p>○補助額</p> <p>[固定資産税等相当額助成]</p> <p>事業のために取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税およ</p>

		<p>業</p> <p>①焼津市産業立地促進事業費補助金</p> <p>②静岡県新規産業立地事業費補助金</p> <p>③焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金</p> <p>④県内立地工場等事業継続事業費補助金</p> <p>2 主要要件</p> <p>市税を完納していること</p>	<p>び都市計画税相当額</p> <p>○補助限度額 3,000万円/人</p> <p>○補助対象期間 3年間</p>
焼津市立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱	(R7)	<p>1 対象業種</p> <p>(1)製造業の用に供する施設</p> <p>(2)自然科学研究所、ソフトウェア業又は製造業の分野に関わる開発若しくは研究を行う施設</p> <p>(3)流通加工等の用に供する施設</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1)平成23年3月11日以前より静岡県の地震被害想定区域内で操業していた工場等を、区域外または被害の程度の低い土地へ移転または分散させる事業</p> <p>(2)用地取得後2年以内に業務を開始</p> <p>3 主な要件</p> <p>(1)工場の場合</p> <p>①用地取得面積1,000㎡以上</p> <p>②業務開始時従業員数1人以上</p> <p>③業務開始時に従業員数が減少しないこと</p> <p>(2)研究所、ソフトウェア業の場合</p> <p>①開発又は研究業務用の床面積200㎡以上</p> <p>②業務開始時研究員数1人以上</p>	<p>○補助金</p> <p>①用地取得費の1/5以内の額</p> <p>②市内に住所を有する新規雇用従業員1人について50万円以内</p> <p>③限度額は①+②で2億円</p> <p>④事業継続計画に基づく移転・分散は1企業複数回適用可。</p> <p>事業継続計画にない場合は全面的な移転のみ対象とし1企業1回限り。</p>

		(3)物流施設の場合 ①用地取得面積 1,000 m ² 以上 ②業務開始時従業員数1人以上 ③業務開始時に従業員数が減少しないこと ④物流総合効率化法に定める設備の設置	
--	--	--	--

22213

静岡県

掛川市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
掛川市企業立地促進事業費補助金交付要綱	H19.3 (H30 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 ㎡以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 ㎡以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流施設については、流通加工用設備を2種 	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100 万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

		<p>類以上設置</p> <p>・対象地域: 新エコポリス工業団地第2期、大東上土方工業団地、菖蒲ヶ池工業団地、上西郷地区産業集積推進区域、大坂・土方地区産業集積推進区域、新エコ第3期地区産業集積推進区域、南西郷地区産業集積推進区域、都市計画法第8条第1号に掲げる用途地域のうち工業地域若しくは工業専用地域</p>	
掛川市産業立地奨励事業費補助金交付要綱	H23.4 (R3 改正)	<p>1 対象者</p> <p>民間企業若しくは組合又は公益法人</p> <p>2 対象業種</p> <p>製造業、物流業(道路貨物運送、水運、倉庫、卸売)、特定サービス(情報処理、情報提供、デザイン・機械設計)、ソフト研究所、植物工場</p> <p>3 対象地域 市内全域</p> <p>4 主な要件</p> <p>(1)新規雇用1人以上(掛川市民)及び、市内事業所の雇用者数の増</p> <p>(2)製造業 物流業は、設備投資3億円以上、中小企業は5千万円以上</p> <p>(3)特定サービス業は、設備投資1億円以上、中小企業は3千万円以上</p> <p>(4)新産業(健康医療環境関連)に係る製造業の起業又は新規立地は、設備投資3千万円以上</p>	<p>○補助金</p> <p>新たに設備投資したものの</p> <p>(1)固定資産税(土地、家屋、償却資産)及び都市計画税(土地、家屋)、相当額(補助金の重複は除く)</p> <p>(2)土地については、取得した日から3年以内における設置に限る</p> <p>(3)補助は3年間</p> <p>(4)補助金上限 各年度3億円</p> <p>(5)期間 平成23年度～令和2年度</p>

22214

静岡県

藤枝市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱	H15.11 (R4 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の5～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>1～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

<p>藤枝市設備投資等奨励金交付要綱</p>	<p>H19.4 (R2 改正)</p>	<p>1 要件</p> <p>①藤枝市企業立地促進事業費補助金の交付を受けた者</p> <p>②上記補助金の業務開始日の属する月末から、雇用者数が減少しないこと</p>	<p>○補助額</p> <p>藤枝市企業立地促進事業費補助金の対象である新設された事業所の建物・償却資産に対して、申請日の属する年度に課税される固定資産税相当額</p> <p>○補助限度額 2,000 万円</p>
------------------------	--------------------------	--	---

22215

静岡県

御殿場市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
御殿場市地域産業立地促進事業費補助金	H19.4 (R1 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート 1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>50 万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
御殿場市雇用創出促進事業費補助金	H27.4 (R1 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業(工場・研究所)、ソフトウェア業、自然科学研究所、物流施設、商業施設、宿泊施設、博物館(美術館を含む)、その他市長特認</p>	<p>○補助額</p> <p>1 新規雇用従業員補助</p>

		<p>施設</p> <p>2 主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の従業員数 30 人以上 (うち市内雇用増1人以上) ※市内既存企業は雇用増 10 人以上 ・設備投資額1億円以上(研究所・ソフトウェア業は5千万円以上) <p>※業種により異なる点あり</p>	<p>25 万円／人(居住要件あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内正規従業員…25 万円 <p>2 既存従業員の異動に対する補助</p> <p>25 万円／人(居住要件あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動従業員一人当たり…25 万円 <p>○補助限度額 5,000 万円</p>
--	--	--	---

22216

静岡県

袋井市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
袋井市産業立 地事業費補助 金交付要綱	H17.4 (R3 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 ㎡以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 ㎡以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート 1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100 万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
袋井市工場立 地奨励補助金 交付要綱	H10 (R3 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、研究所、物流施設(要件あり)、植物工場</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1)製造業、物流施設、植物工場</p>	<p>○補助額</p> <p>工場等の新設又は増設に係る自己所有の家屋及び償却資産並びに新たに取得した土地の固定資産税の額に相当する額を交付</p>

		<p>①用地取得後3年以内に業務開始(未造成地は5年以内)</p> <p>②設備投資額(用地取得費及び造成費を除く)5億円以上</p> <p>③増設の場合、工場等の施設面積が従前よりも増加</p> <p>④設備投資額が10億円未満の場合、当該企業の市内全事業所の従業員が1人以上増加</p> <p>⑤物流施設の場合、要綱が定める流通加工用設備等の設置</p> <p>(2)研究所</p> <p>①用地取得後3年以内に業務開始(未造成地は5年以内)</p> <p>②増設の場合、研究所の施設面積が従前よりも増加</p> <p>③専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200㎡以上</p> <p>④設備投資額(用地取得費及び造成費を除く)が1億円以上</p> <p>⑤当該事業所の研究員数が業務開始時に5人以上</p> <p>3 備考</p> <p>(1)従業員のうちパートタイマーは1/2換算</p> <p>(2)増設は1企業1回に限り交付</p>	<p>(限度額無し)</p> <p>○期間</p> <p>・新設:業務を開始した翌年度以降の3年間</p> <p>・増設:業務を開始した翌年度の1年間</p>
袋井市物流業立地事業費補助金交付要綱	H26.4 (R3改正)	<p>1 対象業種</p> <p>物流施設(要件あり)</p> <p>※物流施設の設置者と物流業者が別法人の場合のみ対象</p> <p>2 対象事業</p> <p>①用地取得後3年以内に業務開始(未造成地は5年以内)</p>	<p>○補助額(率)</p> <p>・用地取得費の1/10</p> <p>・新規雇用</p> <p>新規雇用従業員数(当該事業所の新規雇用者数と県内全従業員数の純増のうち少ない方に25万円を乗じて得た額)</p>

		<p>②用地取得面積 1,000 m²以上</p> <p>③設備投資額(用地取得費及び造成費を除く)5億円以上</p> <p>④当該事業所の物流業者の従業員数が 10 人以上</p> <p>⑤用地取得前1年間の平均と業務開始時を比較した、物流業者の県内全従業員数及び当該事業所の従業員数について、設備投資額が 10 億円未満の場合は 10 人以上、10 億円以上の場合は1人以上増加</p> <p>⑤物流施設の設置者と物流業者との間で 10 年以上の建物賃貸借契約</p> <p>⑥要綱が定める流通加工用設備等の設置</p> <p>3 備考</p> <p>(1)従業員のうちパートタイマーは 1/2 人換算</p> <p>(2)1企業1回限りの交付</p> <p>(3)袋井市産業立地事業費補助金との併用は不可</p> <p>(4)静岡県物流業立地事業費補助金が補助対象外の場合は、本補助金も補助対象外</p>	<p>○補助限度額</p> <p>1 + 2 で最高1億円。</p>
--	--	--	------------------------------------

22219

静岡県

下田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈地域再生法〉 ○地方活力向上地域において本社機能(特定業務施設)を整備(特別償却設備の新設、増設)する事業者 ○税率 ①東京 23 区から地方活力向上地域への本社機能の移転の場合〈法第 17 条の2第 1 項第 1 号に掲げる事業〉 ・初年度 0/100、第 2 年度 0.35/100、第 3 年度 0.7/100 ②地方活力向上地域での本社機能の拡充の場合(上記移転を除く)〈法第 17 条の2第 1 項第 2 号に掲げる事業〉 ・初年度 0/100、第 2 年度 0.467/100、第 3 年度 0.933/100		不均一課税	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下田市サテライトオフィス等整備費補助金	(R7)	○対象者 ・市外に本社または主たる事業所があり、下田市内に新たにサテライトオフィス等を設置しようとする事業者(本社移転含む※業種要件あり) ○対象経費 ・改修費、備品購入費 ○対象要件	○補助額 ・対象経費の 1/2(上限 50 万円) ※国及び県が交付する補助金の対象となるものにあつては、補助対象経費から当該補助金の額を控除する。

		<ul style="list-style-type: none">•補助金申請後サテライトオフィス等における業務を3年以上継続することが見込まれること•開設したサテライトオフィス等において従業者が1名以上常駐し、就労していること•市税等の滞納のない者 等	
--	--	--	--

22220

静岡県

裾野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
裾野市企業立地促進事業費補助金交付要綱	H16.11 (R1 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>A 用地取得・新規雇用</p> <p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>50万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
			<p>B. 建物建設・設備取得補助金</p> <p>○補助対象額</p> <p>生産・研究開発・事務・流通加工等に係る設備投資費に 3.5/100(中小企業者や成長分野に当たる場合は 5/100)を乗じた額</p> <p>○補助限度額 1億円</p>

22221

静岡県

湖西市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湖西市企業立地促進奨励金条例	H18.4 (R3改正)	<p>1 業種</p> <p>※製造事業、物流関連事業、研究所、特定サービス事業</p> <p>2 新事業所の従業員数</p> <p>製造事業、物流関連事業:10人以上</p> <p>製造事業、物流関連事業の小規模企業者:要件なし</p> <p>研究所、特定サービス事業:5人以上</p> <p>※パートタイマーは1/2換算</p> <p>3 事業用地の取得面積等</p> <p>製造事業、物流関連事業:1,000㎡以上</p> <p>研究所、特定サービス事業:業務に使用する床面積200㎡以上</p>	<p>○補助額等</p> <p>1 新規に取得した事業用資産に係る固定資産税額の2分の1に相当する額</p> <p>(1)設備投資額(初年からの3年間の合計額)により6~10年間</p> <p>(2)設備投資額と交付対象期間</p> <p>①100億円未満 6年間</p> <p>②100億円以上 300億円未満 8年間</p> <p>③300億円以上 10年間</p> <p>2 用地取得経費と新規雇用従業員への助成</p> <p>(1)事業用地の購入に要した費用の20%~40%</p> <p>(2)市内に住所を有する新規雇用者1人(パートタイマーは1/2換算)につき100万円</p> <p>(3)設備投資額(初年から3年間の合計額)と交付限度額</p> <p>①100億円未満 2億円</p> <p>②100億円以上 300億円未満 3億円</p> <p>③300億円以上 5億円</p> <p>(4)複数回交付の要件</p> <p>①対象者の要件を満たしていること</p>

			②設備投資額 ※製造業及び物流関連事業 5億円以上 ※研究所及び特定サービス事業 1億円以上
--	--	--	--

22222

静岡県

伊豆市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊豆市企業立地事業費補助金	H23.4 (H28 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～30%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～3億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
伊豆市がんばる企業を応援する条例	H25.4	<p>1 対象者</p> <p>がんばる企業として指定を受けたもの</p> <p>2 対象業種</p>	<p>○便宜供与</p> <p>(1)認定道路の整備</p> <p>(2)給水区域内への水道整備</p>

		<p>農業、林業、漁業、製造業、情報通信業、倉庫業、自然科学研究所、宿泊業、高等教育機関及び専修学校、ファルマバレープロジェクト関連業</p> <p>3 主な条件</p> <p>(1)新設:投下固定資産額 5,000 万円以上で市内常時雇用従業員が2人以上</p> <p>(2)増設又は移設:投下固定資産額 3,000 万円以上で市内常時雇用従業員が1人以上</p>	<p>(3)用地の斡旋</p> <p>(4)情報の提供</p> <p>(5)市長が特に必要と認めるもの</p> <p>○奨励金の交付</p> <p>投下固定資産のうち償却資産に対して課せられた固定資産額の相当額以内(限度額 500 万円/年)を3年間交付</p>
--	--	---	---

22223

静岡県

御前崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
御前崎市企業立地 促進事業費補助金 交付要綱	H17.4 (R3 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100 万円以内/人 (居住要件あり)</p>
御前崎市設備投資 促進事業費補助金	H29.4	1 対象者	○補助率

<p>交付要綱</p>	<p>(R2 改正)</p>	<p>民間企業若しくは組合、一般社団法人又は一般財団法人 (以下「企業等」という。)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 企業等が、工場等の新築、増築又は機械設備の購入をし業務の開始をすること。</p> <p>(2) 当該事業に係る設備投資に要する経費(用地取得費及び造成工事費を除く。)が、1億円以上(中小企業者にあつては3,000万円以上)であること。</p> <p>3 補助の対象</p> <p>(1) 工場等の建物の建設に要する経費のうち、専ら生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する部分。</p> <p>(2) 生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する機械設備の購入に要する経費のうち地方税法第 341 条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令第 13 条第3号に掲げる機械及び装置の購入に要する経費。</p>	<p>工場等の建物の建設に要する経費及び機械設備の購入に要する経費のうち3%</p> <p>(海面養殖業及び野菜作農業に係る植物工場については、工場等の建物の建設に要する経費及び機械設備の購入に要する経費の5%)</p> <p>○補助限度額</p> <p>5,000万円</p>
<p>御前崎市企業誘致並びに市内企業育成資金利子補給金交付要綱</p>	<p>H16.4 (H30 改正)</p>	<p>1 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が誘致する企業 ・市内に事業所を有する企業が規模拡大する場合 ・中小企業基本法で定める小規模企業者以外 ・原則御前崎市商工会員 ・市が定める融資制度により借受けた建物、設備資金のうち市長が認めるもの 	<p>○補助率 4/10 以内</p> <p>(市内に本店又は支店を有する民間金融機関からの融資の場合は、5/10 以内)</p> <p>○補給期間 3年</p> <p>○限度額 70 億円</p>
<p>御前崎市企業立地奨励補助金交付要綱</p>	<p>H22.4 (H30 改正)</p>	<p>1 対象者</p> <p>民間企業、組合、一般社団法人、一般財団法人</p> <p>2 対象事業</p> <p>土地を売買又は賃貸借により取得するとともに、建物を新築し、又は機械設備を購入し、業務を開始する事業(立地形態は新設、増設、移転を含む)</p>	<p>○補助額</p> <p>土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税に相当する額</p> <p>○交付期間</p>

		<p>3 対象業種</p> <p>製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業の分野に係る開発・研究施設、旅館・ホテルの用に供する施設であって国際観光ホテル整備法に基づく登録宿泊施設、道路貨物運送業・水運送業・倉庫業の用に供する施設、植物工場、電気・ガス・熱供給・水道業の用に供する施設</p> <p>4 主な要件</p> <p>(1)当該事業所への固定資産税の課税が H22.4.1 以降であること</p> <p>(2)前項(1)(3)(4)に規定する施設の新設の場合は2人以上、増設、移転の場合は1人以上の新規雇用者があること。</p> <p>(3)前項(6)に規定する施設(以下「電気業等」という。)の新設の場合は、業務を開始するときの当該事業所の人数が5人以上で、内1人以上の新規雇用者があること。</p> <p>(4)既に市内に事業所がある企業等が行う製造業等若しくは電気業等の増設又は移設の場合は、1人以上の新規雇用者があること。</p> <p>(5)設備投資額(家屋及び償却資産の計)が3億円以上、中小業は1億円以上。増設は2,500万円以上。</p>	<p>(1)新設:業務開始後最初に固定資産税が課される年度から4年度分</p> <p>(2)増設:業務開始後最初に固定資産税が課される年度から3年度分</p> <p>○限度額</p> <p>1億円/年</p>
--	--	--	--

22224

静岡県

菊川市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
菊川市地域産業立地事業費補助金交付要綱	H17.1 (R4 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 ㎡以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 ㎡以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100 万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

22225

静岡県

伊豆の国市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊豆の国市企業 立地事業費補助 金交付要綱	H21.4 (H30 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート 1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人 	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100 万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

		<p>以上</p> <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	
伊豆の国市企業立地設備投資奨励金交付要綱	H30.3 (R1 改正)	<p>1 対象事業</p> <p>市内に工場等を新增設及び新たに機械設備を設置して業務を開始する事業</p> <p>2 対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業の工場(植物工場含む) ・研究所 ・物流施設(運送業、倉庫業等に供する施設含む) <p>3 主な要件</p> <p>【設備投資規模】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模を拡大するための設備投資額が1億円以上であること。 <p>【雇用増又は生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の数が1人以上増加すること又は従業員の数を維持しかつ生産性が10%以上向上すること。 	<p>○補助対象</p> <p>事業規模の拡大に伴う工場等の家屋及び償却資産に賦課される固定資産税(業務を開始した日以後最初に賦課される固定資産税)</p> <p>○補助額</p> <p>交付対象の固定資産税の2分の1相当額</p> <p>○補助限度額 500万円</p>

		<p>【業務開始期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の設置のみの場合 <p>事業着手日(工事契約日、売買契約日)から2年以内に業務を開始すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備等の設置のみの場合 <p>最初の償却資産売買契約日から1年以内に業務を開始すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等及び機械設備等の両方の設置の場合 <p>工場等の設置に1年を加えた期間内に業務を開始すること。</p>	
--	--	--	--

22226

静岡県

牧之原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
牧之原市 企業立地 促進事業 費補助金 交付要綱	H30.4 (R4改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、市長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人 	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

		<p>以上</p> <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	
<p>牧之原市 市内立地 工場等事 業継続強 化事業費 補助金交 付要綱</p>	<p>H26.4 (R3 改正)</p>	<p>1 対象業種</p> <p>静岡県第4次地震被害想定区域内に工場等を有し、事業継続計画等に基づき、市内に土地を取得し区域外等へ工場等の移転・分散をする者(平成 23 年 3 月 11 日前から県内操業に限る)</p> <p>(1)製造業</p> <p>(2)ソフトウェア業</p> <p>(3)自然科学研究所</p> <p>(4)物流施設(流通加工設備を2種類以上設置)</p> <p>(5)その他市長が認めるもの</p> <p>2 主な要件</p> <p>(1)従業員・研究員1人以上</p> <p>(2)県内雇用現状維持以上</p> <p>(3)用地取得後2年以内に業務を開始</p> <p>(4) 1,000 m²以上の用地取得研究所の場合は床面積 200 m²以上</p>	<p>○補助額(率)</p> <p>(1)用地取得費の2/10以内</p> <p>(2)新規雇用従業員1人当たり50万円</p> <p>(3)限度額は(1)+(2)で2億円以内</p> <p>(4)事業継続計画</p> <p>①事業継続計画に基づく移転・分散:1企業複数回適用可能</p> <p>②事業継続計画がない場合:全面的な移転のみ対象とし、1企業1回限り</p>

22304

静岡県

南伊豆町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	措置の内容
南伊豆町企業立地事業費補助金	H28.9 (H29 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、町長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>1～3億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100 万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p> <p>○その他(固定資産税相当額の補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助限度額 1,000 万円/年 ・補助対象期間 3年

		5 その他要件 物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置	
--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松崎町起業等支援 事業補助金交付要 綱	H30.6	<p>1 対象業種</p> <p>町内において事務所、店舗、旅館、民 宿、工場、作業場、その他これらに準ず るものを設置し、中小企業基本法(昭和 38年法律第154号)第2条第1項に規 定する製造業、建設業、運輸業、卸売 業、サービス業、小売業その他の業種を 営む個人又は法人その他の団体</p> <p>(1)起業者</p> <p>事業者のうち所得税法(昭和40年法 律第33号)第229条に規定する開業等 の届出又は法人等の設立により事業所 等を設置し、新たに事業を開始する者。</p> <p>(2) 事業展開者</p> <p>町内に事業所等を有する事業者のう ち所得税法第299条に規定する開業等 の届出により既存事業と異なる新たな事 業を開始する者。</p>	<p>(1)事業所等整備事業</p> <p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等整備 <p>事業所等の新築又は増改築及び付帯工事 に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備等導入 <p>事業を営むために直接必要となる設備、機 械、備品等の新規導入又は更新に要する経 費</p> <p>○補助率 1/2 以内</p> <p>○補助限度額 200万円</p> <p>(2)事業所等借上事業</p> <p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業等の拠点となる建物の賃貸借契約書 に明記された賃借料(共益費等の付帯経費 を除く。補助金の交付の決定を受けた日の 属する月から1年分に限る。) <p>○補助率 1/2 以内</p> <p>○補助限度額 3万円/月</p>

22325

静岡県

函南町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
函南町企業立地促進事業費補助金交付要綱	H30.2 (H30改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、町長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～3億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

<p>函南町企業立 地設備投資奨 励金交付要綱</p>	<p>H30.2</p>	<p>1 対象業種 製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業若しくは製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設、物流施設</p> <p>2 適用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地面積 1,000 m²以上 ・設備投資額2億円以上(中小企業者は1億円以上) ・工場・物流施設の場合、業務開始時従業員数10人以上(中小企業者は5人以上)、研究所の場合、業務開始時研究員数5人以上 	<p>○補助対象 新規取得した、生産又は研究開発等に係る建物・機械設備</p> <p>○補助額 交付対象に係る固定資産税相当額</p> <p>○補助限度額 100万円／年</p> <p>○補助対象期間 3年間</p>
-------------------------------------	--------------	---	--

22341

静岡県

清水町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
清水町企業立 地促進事業費 補助金	H28.6 (R2 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、 製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施 設、流通加工等を行う物流施設、町長が地域 経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇 用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

		種類以上設置	
清水町地域未来牽引事業費補助金	H31.2.13	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づく地域経済牽引事業の担い手として経済産業省によって選定された事業者であり以下の要件に全て該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に本社又は事業所等を有する事業者 ・造成済の用地に係る権原の取得をした場合にあっては取得後3年以内又は事業の着手の日から2年以内に、未造成の用地の取得をした場合にあっては取得後5年以内又は事業の着手の日から2年以内に設置した施設において業務を開始する者であること。 	<p>○補助対象</p> <p>事業に要する経費のうち、専ら生産、研究開発、流通加工等又は事務の用に供する部分及び事業継続のために必要な部分の建設に要するもの</p> <p>○補助率 7%以内</p> <p>○補助限度額 1,500万円</p>
清水町産業創出支援事業費補助金	H30.7.9 (R2 改正)	<p>町内において創業、第二創業及び新事業展開をしようとする者又は町内において創業等をした者のうち、交付申請時において創業の日から1年を経過しないもので、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に同一の事業で当該補助金の交付を受けていないこと ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者、又はそれらと密接な関係を有しない者であること。 ・町税(町外在住者であっては市町村民税)の滞納がないこと。 	<p>○補助対象</p> <p>創業の日を起算日とする3か月前の日から1か月後の日の間に係る経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業、法人登記に伴う書類作成等の経費 ・事務所棟の工事費、賃貸料 ・設備費、備品購入費、広告費 <p>○補助率 1/2 以内</p> <p>○補助限度額 100万円</p>
清水町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例	H28.12.14 (R2 改正)	<p>地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第15項の認定を受けた同条第1項に規定する地域再生計画に記載された同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項の地方活力向上地域等特定</p>	<p>地方活力向上地域内において特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して</p>

		<p>業務施設整備計画に従って、法第17条の6の 地方公共団体等を定める省令(平成27年総務 省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却 設備を新設し、又は増設した者</p>	<p>課する固定資産税の税率を優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方再生法第 17 条の2第1項第1号に掲げ る事業を実施する事業者 <p>初年度～第3年度 100 分の 0</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方再生法第 17 条の2第1項第2号に掲げ る事業を実施する事業者 <p>初年度 100 分の 0</p> <p>第2年度 100 分の 0.467</p> <p>第3年度 100 分の 0.933</p>
--	--	--	--

22342

静岡県

長泉町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長泉町地域産業 立地事業費補助 金交付要綱	H18.3 (R1 改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、町長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額 	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～30%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～3億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

		工場・物流施設:5億円以上 研究所:1億円以上 ・物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置	
--	--	--	--

22344

静岡県

小山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小山町地域産業立地事業費補助金	H28.10 (H30改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、町長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>50万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

		以上設置	
--	--	------	--

22424

静岡県

吉田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
吉田町企業立地促進事業費補助金	H26.7 (H29改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、町長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数10人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>50万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

		5 その他要件 物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置	
--	--	--	--

22429

静岡県

川根本町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
(川根本町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する規則) 設備の新增設(2700)		課税免除	固定資産税	3年度間
(川根本町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例) 地方活力向上地域において本社機能(特定業務施設)を整備(特別償却設備の新設、増設)する事業者 ①東京 23 区から地方活力向上地域への本社機能の移転の場合(法第 17 条の2第 1 項第 1 号に掲げる事業) ②地方活力向上地域での本社機能の拡充の場合(上記移転を除く)(法第 17 条の2第 1 項第2号に掲げる事業)		不均一課税 ①初年度 0/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100 ②初年度 0/100 第2年度 0.467/100 第3年度 0.933/100	固定資産税	3年度間
(川根本町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例) 承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令第 2 条に規定する施設(家屋・構築物・土地)		課税免除	固定資産税	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
起業及び事業継続 チャレンジ補助金 交付要綱	H28. 4	<p>1 対象業種</p> <p>町内において、事務所、店舗、旅館、工場、作業場、その他これらに準ずるものを設置し、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、小売業その他の業種を営む個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 起業者</p> <p>事業者のうち所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 228 条に規定する開業等の届出又は法人等の設立により事業所等を設置し、新たに事業を開始する者。</p> <p>(2) 事業継続者</p> <p>事業者のうち、下記のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の新築若しくは増改築又は設備の更新等により既存の商工業等を継続し、又はその規模を拡大し、若しくはサービスの向上を図る者 ・既存の商工業等の全部若しくは一部を継続しつつ、事業所等の新築若しくは増改築又は設備の更新等により、新たな商工業等の経営を開始する者 	<p>○補助率</p> <p>(1) 起業者</p> <p>事業を営むために直接必要となる設備、機械、備品等の新規導入又は更新に要する経費の 1/2 以内</p> <p>(2) 事業継続者</p> <p>商工業を継続し、又は拡大するために直接必要となる設備、機械、備品等の設備導入又は更新に要する経費の 1/3 以内</p> <p>○補助限度額</p> <p>(1) 起業者</p> <p>100 万円</p> <p>(2) 事業継続者</p> <p>50 万円</p>
川根本町地域産業 立地事業費補助金 交付要綱	H31. 2	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の 20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p>

		<p>施設、町長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート 1/2 人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助限度額</p> <p>600～800 万円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>100 万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>
川根本町サテライト オフィス設置事業費 補助金交付要綱	H30. 10	<p>1 対象業種</p> <p>要件なし</p> <p>2 操業要件</p>	<p>(1)施設改修事業</p> <p>○補助対象</p> <p>取得又は賃借した施設の改修に要する経費、電気通信役務の提供を受けるために新たに必要とする経費、その他特に必要と認める</p>

		<p>補助金申請後サテライトオフィスにおける業務を5年以上継続することが見込まれること。</p> <p>3 雇用条件</p> <p>開設したサテライトオフィスにおいて従業員が1人以上就労していること。</p>	<p>経費</p> <p>○補助率 2/3 以内</p> <p>○補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した施設の改修:300 万円 ・賃借した施設の改修:300 万円から施設賃借料助成申請額を差し引いた残りの額 <p>(2) 施設賃借料助成事業</p> <p>○補助対象</p> <p>オフィスの賃借料に要する経費(敷金・礼金・共益費を除く)</p> <p>○補助率 1/2 以内</p> <p>○限度額 8万円/月(最大3年間 288 万円)</p>
--	--	--	--

22461

静岡県

森町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
森町産業立地 事業費補助制 度	H21 (H30改正)	<p>1 対象業種</p> <p>製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設、流通加工等を行う物流施設、町長が地域経済の活性化に資するものと特に認める施設</p> <p>2 用地取得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流施設:1,000 m²以上 ・ソフトウェア業、研究所:床面積 200 m²以上 <p>3 操業要件</p> <p>用地取得後3年以内(未造成地5年以内)</p> <p>4 雇用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全従業員の増加が1人以上(3年間雇用維持) ・製造業、物流施設:当該事業所の従業員数 10 人以上(パート1/2人換算) ・ソフトウェア業、研究所:研究員5人以上 <p>5 その他要件</p> <p>物流施設については、流通加工用設備を2種類以上設置</p>	<p>○補助率</p> <p>用地取得費の20～40%</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○補助限度額</p> <p>2～4億円(県と協調補助)</p> <p>※業種、立地場所により変動</p> <p>○新規雇用</p> <p>50万円以内/人</p> <p>(居住要件あり)</p>

<p>森町産業立地 奨励事業費補 助金交付要綱</p>	<p>H29.12 (R2 改正)</p>	<p>平成 29 年 4 月 1 日以後に、町内に土地・家屋または 償却資産を取得し、次のいずれかの産業立地関係補助 金の交付を受け、工場等を設置した企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森町産業立地事業費補助金 ・静岡県新規産業立地事業費補助金 	<p>○補助額</p> <p> 新增設を行った施設の土地・建 物・償却資産に対して課税される固 定資産税・都市計画税の課税相当 額</p> <p>○補助限度額 300 万円／年</p> <p>○補助対象期間 3年</p>
-------------------------------------	--------------------------------	--	---

詳しくはこちら([森町企業立地・雇用促進特設サイト](#))